

市第1号議案

横浜市介護保険条例の一部改正

横浜市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月12日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市介護保険条例の一部を改正する条例

横浜市介護保険条例（平成12年3月横浜市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条中「令和元年度及び」及び「の各年度」を削り、同条第1号中「24,180円」を「18,600円」に改め、同条第2号中「35,340円」を「26,040円」に改め、同条第3号中「46,500円」を「44,640円」に改める。

第6条第1項の表中

「

2,490円	2,410円
3,570円	3,530円
4,650円	4,650円

」

を

「

1,860円	1,860円
2,640円	2,600円
4,500円	4,460円

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市介護保険条例の規定は、令和2年度における保険料率及び各納期の保険料の納付額について適用し、令和元年度における保険料率及び各納期の保険料の納付額については、なお従前の例による。

提 案 理 由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和2年度における保険料率を改めるため、横浜市介護保険条例の一部を改正する必要がある
ので提案する。

